

1. はじめに

公共工事の品質確保を目的に、平成 17 年 4 月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、また、この法律の基本理念に基づき「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された。

仙台市交通局では、品確法及び基本方針に基づき発注工事の品質確保の促進を図るため、平成 23 年 4 月から総合評価一般競争入札を本格導入している。

この「仙台市交通局発注工事における総合評価一般競争入札実施要綱に係る運用の手引き」は、「仙台市交通局発注工事における総合評価一般競争入札実施要綱〔平成 21 年 7 月 27 日管理者決裁〕」に基づく総合評価一般競争入札の実施に関する基本的な考え方を示すものである。

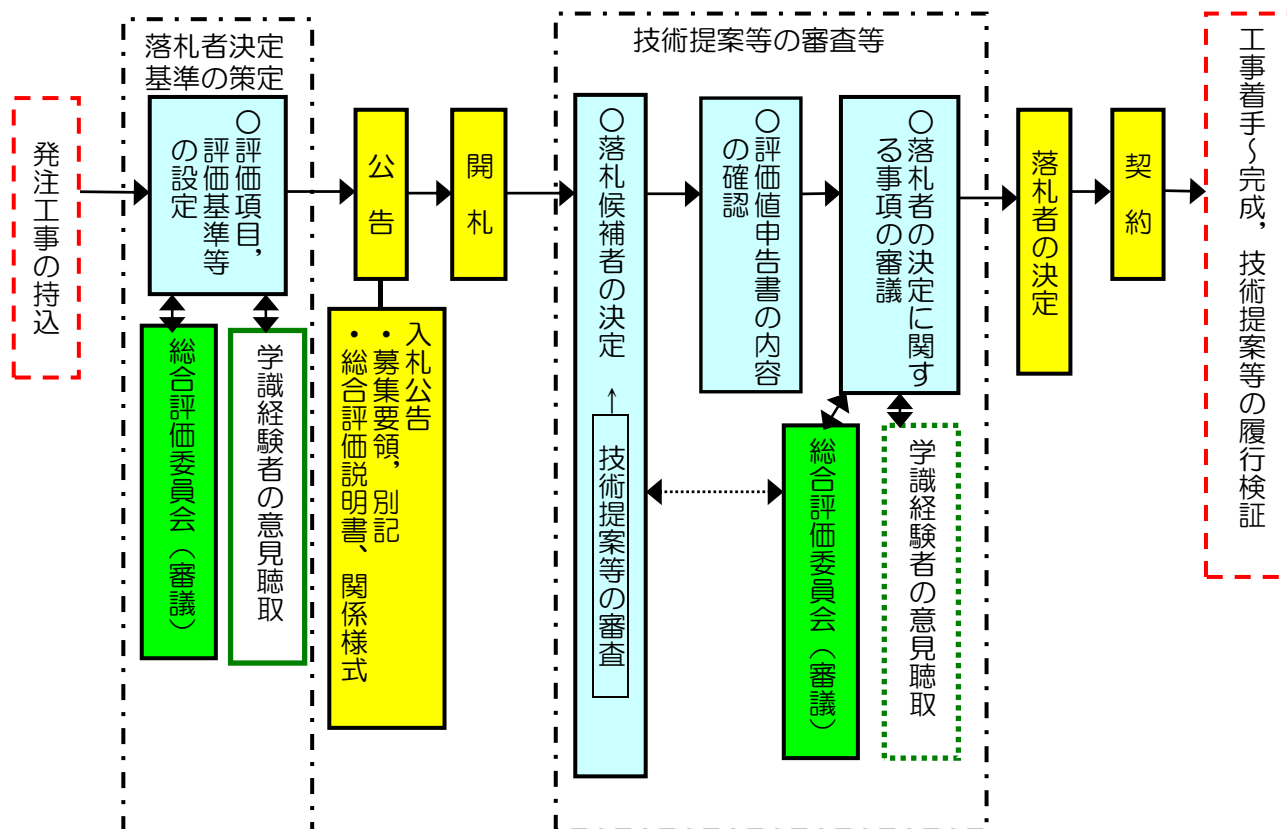
2. 総合評価方式について

(1) 概要

総合評価方式は、従来のいわゆる価格競争型の入札と異なり、価格と価格以外の要素（企業の技術力、社会性及び地域性等）を総合的に評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うものである。

これにより、入札に参加する企業の技術面での競争を促し、工事品質の向上はもとより不良・不適格業者及びダンピング受注の排除、談合防止など公正な取引秩序が確保され、建設業の健全な発達にも資するものである。

(2) 総合評価一般競争入札の基本的なフロー



3. 対象工事と方式の選定

(1) 対象工事

総合評価一般競争入札は、予定価格 5 千万円以上の工事を対象とし、予定価格 1 千万円以上 5 千万円未満の工事については、対象工事を選定の上実施する。

ただし、次に掲げる工事については、当面、総合評価方式を適用しない。

- ・災害復旧工事等の緊急を要するもの
- ・「建築物の解体工事」(ただし、新築・増築・改築工事と一体発注する場合はこの限りではない。
- ・単純な機器設置等の技術的な工夫の余地が極めて小さいもの
- ・その他総合評価方式によることが適当でないもの(仙台市交通事業管理者が認めるもの)

(2) 総合評価方式の選定

対象工事の特性等(工事目的物の内容、規模、施工方法、施工条件、難易度、技術的な工夫の余地等)に応じて次の方式から選定する。

方式	適用の考え方
簡易型 Ⅰ型	技術的な工夫の余地が小さく、発注者の示す仕様等に基づき適切かつ確実な施工を求める工事に適用する。 評価は、企業及び配置予定技術者の同種工事の施工実績や工事成績等、及び企業の社会性や地域性などから求められる技術力と入札価格を総合的に評価する。
簡易型 Ⅱ型	技術的な工夫の余地は小さいが、施工上特に配慮が必要とされる施工条件等があり、それらを踏まえて発注者の示す仕様等に基づき適切かつ確実な施工を求める工事に適用する。 評価は、簡易型Ⅰ型の評価項目に簡易な施工計画を加えて求められる技術力と入札価格を総合的に評価する。
標準型	技術的な工夫の余地が比較的大きく、発注者が求める工事内容を実現するため、特別な安全対策、環境の維持、交通の確保、工期の短縮等、施工上の特定の課題や社会的な要請に対する施工上の工夫などの技術提案を求める工事に適用する。 評価は、簡易型Ⅰ型で求める評価項目の内容に、企業からの技術提案、技術提案にかかる施工計画及び配置予定技術者の能力等の内容を加えて求められる技術力と入札価格を総合的に評価する。
その他	上記の方式の適用が適切ではない工事に適用する。 評価は、対象工事の特性等に応じて設定される評価項目により行う。

4. 提出書類等

入札参加者は、入札公告の「総合評価に関する説明書」に示す「技術提案等」及び「評価値申告書」の内容を証明する技術資料等を作成し、「入札参加者募集要領」に記載している方法により提出する。

「技術提案等」とは

- 簡易型Ⅰ型の場合…様式-共 1-I「評価値申告書」
 - 簡易型Ⅱ型の場合…様式-共 1-II「評価値申告書」及び様式-II「簡易な施工計画」
 - 標準型の場合…様式-共 1-III「評価値申告書」及び「技術提案書(様式別途)」
- (上記書類は、入札参加時に提出)

「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」とは

- 様式-共2「企業の評価、労働福祉、社会性及び地域貢献等の状況」
- 様式-共3「配置予定技術者の施工実績、資格等の状況（複数配置）」
- 様式-共4「登録基幹技能者調書」
- 様式-共5「地域貢献活動の実績説明書」
- 様式-共6「企業の東日本大震災対応」
- 上記の様式-共2～共6の内容を証明するための添付書類
（上記書類は、落札候補者となった時に提出）

5. 落札者の決定方法と評価値の算定

総合評価一般競争入札においては、評価値の最も高いものを落札者とする。

（1）評価値の申告

入札参加者は、「評価値申告書（様式-共1）」により評価項目ごとに求められている内容等を申告するものとする。

（2）評価値の算定方法

評価値は、価格以外の要素を一定の基準により評価して得た技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除して得た数値とする。（除算方式） 【実施要綱第27条】

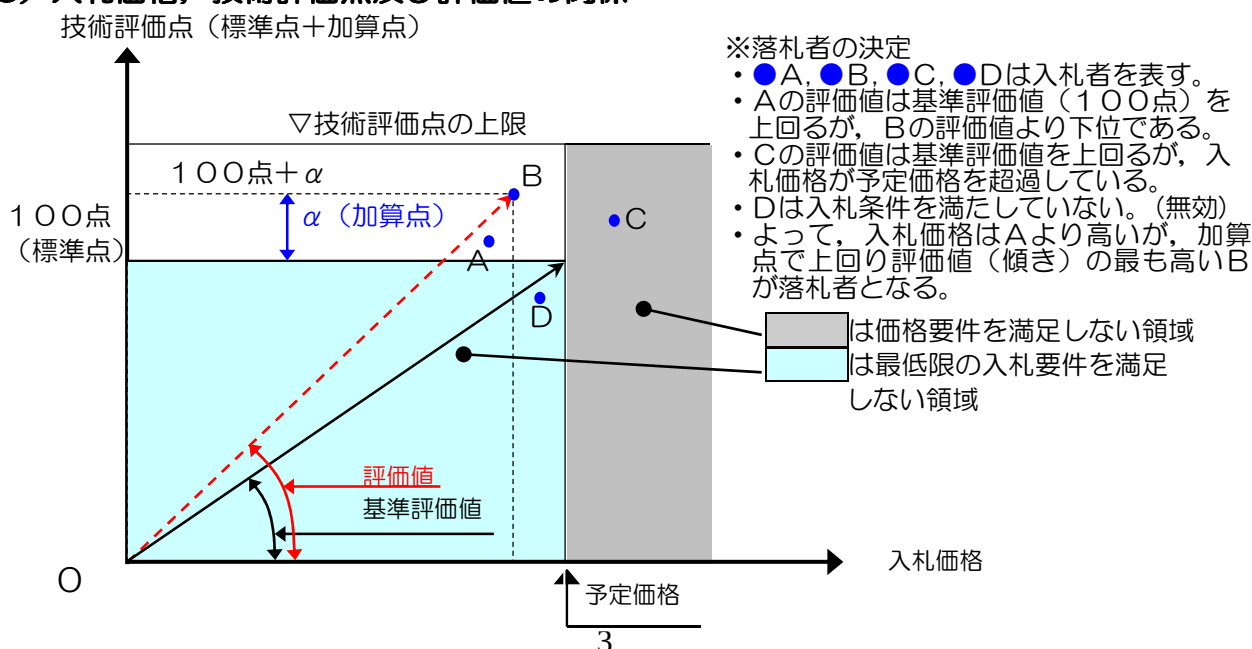
評価値	=	$\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（100点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$
-----	---	--

加算点の配点は表5-1のとおりとし、入札参加者の評価値の算定にかかる加算点は、評価項目ごとに付与した評価点の合計とする。

表5-1

総合評価方式	加算点の配点（満点）
簡易型Ⅰ型	26点
簡易型Ⅱ型	36点
標準型	46点又は50点

（3）入札価格、技術評価点及び評価値の関係



6. 落札者決定基準

(1) 評価項目

総合評価方式ごとの評価項目は、表6-1の項目を基本とする。入札を行う個々の工事における評価項目は、入札公告の「総合評価に関する説明書」に記載のとおりとする。

表 6-1 総合評価方式ごとの評価項目

評価の視点	評価項目	簡易型 Ⅰ型	簡易型 Ⅱ型	標準型
企業の評価 簡易な施工計画	施工上特に配慮が必要とされる条件や課題についての技術的所見 1～2テーマを設定し、各テーマごとに3つの細目を設定	—	◎	—
企業の評価	ア.過去4年間における工事成績評定点（平均点）	◎	◎	◎
	イ.過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	◎	◎	◎
	ウ.過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事の表彰歴、又は交通局工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績	◎	◎	◎
	エ.過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等	◎	◎	◎
	オ.品質管理システム（ISO9001）の認証取得状況	◎	◎	◎
配置予定 技術者の評価	カ.過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	◎	◎	◎
	キ.過去2ヶ年度及び現年度における工事成績評定点（最高点）	◎	◎	◎
	ク.過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴、又は交通局工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績	◎	◎	◎
	ケ.過去2ヶ年度における東北地方工事安全施工推進大会（SAFETY）優良企業表彰歴	◎	◎	◎
	コ.継続教育（CPD）の取組み状況	○	○	○
	コ.関連資格の保有状況	○	○	○
企業の労働福祉、社会性、地域貢献	サ.障害者の雇用促進状況	◎	◎	◎
	シ.環境管理システムの認証取得等の状況	◎	◎	◎
	ス.登録基幹技能者の配置の有無	◎	◎	◎
	セ.過去5ヶ年度及び現年度における下請負の地元発注推進企業顕彰歴	◎	◎	◎
	ソ.過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績	◎	◎	◎
	タ.防災に関する応援協定等の締結実績	◎	◎	◎
	チ.緊急工事登録等への取組み実績	◎	◎	◎
	ツ.過去2ヶ年度における困難業務等の従事実績	◎	◎	◎
	テ.過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績	◎	◎	◎
	ト.仙台市交通政策への協力	◎	◎	◎
企業の東日本大震災対応	ナ.東日本大震災における緊急工事等の従事実績	◎	◎	◎
		—	—	—
企業の高度な技術力の評価 ◇技術提案	総合的なコスト縮減に関すること ・ライフサイクルコスト、その他	—	—	○ 工事内容に応じて設定する
	工事目的物の性能・機能等に関すること ・性能、機能等			
	社会的要請への対応に関すること ・環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源、リサイクル			
◇技術提案に基づく施工計画	施工上配慮すべき事項 ・工程管理 ・環境（動植物含む） ・品質管理 ・安全管理 ・その他配慮すべき事項	—	—	○ 工事内容に応じて設定する
◇配置予定技術者の評価	ヒアリングの実施 ・技術者の専門技術力 ・当該工事の理解度 ・取り組み姿勢	—	—	○ 工事内容に応じて設定する

※凡例 ◎…共通評価項目（総合評価の各方式に該当する工事に共通して適用することを基本とする項目）

○…選択評価項目（対象工事の発注形態、工種又は工事内容等に応じて選択する項目）

(2) 評価基準及び得点

評価項目（表6－1 参照）ごとの評価基準及び付与する得点は、下記のとおりとする。
入札を行う個々の工事における評価基準、得点及び運用は、入札公告の「総合評価に関する説明書」に記載のとおりとする。

①企業の評価（簡易な施工計画）に関する評価基準及び得点 【簡易型Ⅱ型】

○簡易な施工計画について

- ・「簡易な施工計画書」に記載された内容を評価する。

○簡易な施工計画の構成

(i) 施工上特に配慮が必要とされる条件や課題

- ・施工上特に配慮が必要とされる条件や課題を簡易な施工計画のテーマとして1～2項目設定する。

(ii) 細目①, ②, ③

- ・テーマごとに細目を1～3題設定する。
- ・細目の種別は表6－2より選択するものとする。

表6-2 簡易な施工計画に関する細目の種別

細目の種別	「簡易な施工計画書」の具体的な所見欄に記載する事項
施工手順	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な施工手順、施工手順に関する工夫等の所見を記載する。
工程計画	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な工程管理、工程管理に関する工夫等の所見を記載する。
施工課題	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、施工課題への対応方法、施工課題に関する工夫等の所見を記載する。
品質管理	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な品質管理、品質管理に関する工夫等の所見を記載する。
安全管理	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な安全管理、安全管理に関する工夫等の所見を記載する。
周辺環境	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、周辺環境への配慮方法、周辺環境への配慮に関する工夫等の所見を記載する。
その他	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、設定された細目の種別の内容に関する工夫等の所見を記載する。

○評価について

評価項目	評価基準	得点
選択項目 i (別紙) ※評価は、「施工上配慮が必要とされる条件や課題」として設定した細目ごとに行い得点を付与する。 ※全体得点(満点)は、細目数3×得点(最大2点)で6点とする。 ※評価細目についての記載が全く無いか、又は記載内容が不適切である場合は、その細目は不適切(-1点)とする。 ※評価細目についての次の記載については不適切とし、-1点を付与する。 ・関係法令等に違反するもの ・仕様書の基準等を満たさないもの ・工事の重大な品質低下につながるもの ※評価細目についての次の記載については、0点を超える得点としない。 ・工事目的物の形状、寸法など設計図書等においてあらかじめ本市が指定しているものの変更を伴うもの ・内容が抽象的な技術的所見等、履行確認が困難と考えられるもの。 ・実施にあたり第三者との協議を要する技術的所見等、実施の不確実性が高いもの ※履行に際し本市への請負代金額の増額協議を予定している技術的所見を、記載してはならない。	【優】 記載内容が適切であり工夫又は重要事項等の記述が見られ優れている	2点
	【良】 記載内容が適切である	1点
	【可】 記載内容が一般的である	0点

【入札時提出様式】

「様式-Ⅱ」

【落札候補時提出様式等】

なし。

【提出様式作成の留意点】

※様式-Ⅱ(「簡易な施工計画書」)にて求める「施工上配慮が必要とされる条件や課題」に関する各細目について、具体的な所見をそれぞれ記載すること。

※配置予定技術者本人が作成すること。

②企業の評価（簡易な施工計画を除く。）に関する評価基準及び得点【簡易型Ⅰ型・Ⅱ型及び標準型に共通】

ア. 過去４年間に於ける工事成績評定点（平均点）

評価項目	評価基準	得点
仙台市（交通局を含む、その他企業局を除く。）が発注し、過去４年間に完成し引き渡し完了した、「対象工事と同種の工事区分」の工事成績評定点の平均点。 仙台市交通局ホームページに掲載された平成28年仙台市交通局請負工事成績評価結果一覧表に掲げる「平均工事成績評定点（過去４年間）」のうち「対象工事と同種の工事区分」欄に記載のもの。 ※過去４年間とは、平成24年1月1日から平成27年12月31日までをいう。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記１の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※工事成績評価結果一覧表に平均工事成績評定点が無いものは０点とする。 ※評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。	84点以上	8点
	82点以上 84点未満	7点
	80点以上 82点未満	6点
	78点以上 80点未満	5点
	76点以上 78点未満	4点
	74点以上 76点未満	3点
	70点以上 74点未満	2点
	65点以上 70点未満	1点
	65点未満 又は 点数なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共 1-I」，又は「様式-共 1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 ア. 欄」

※添付資料なし

【提出様式作成の留意点】

- ◆様式-共 1-I で申告した工事成績評定点を記入する。仙台市交通局ホームページに掲載された仙台市交通局請負工事成績評価結果一覧表（過去４年間の平均となっている）の平均工事成績評定点を用いること。

イ. 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績

評価項目	評価基準	得点
国又は地方公共団体等が発注し、公告日の属する年度の直前の 10 ヶ年度及び現年度に完成し、引渡しが完了した、「同種工事の条件」を満たす工事を元請けとして施工した実績。 ただし、東日本大震災による損害があった工事において、その損害部分に含まれる工事目的物の出来高を発注者が施工実績と見なしコリンズ登録を認めた場合には、その施工実績も評価対象とする。 ※「同種工事の条件」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 2 によるものをいう。 ※現年度については公告日までに完成し、引渡が完了したものに限る。 ※評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。 ※共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上の企業に限る。 ※技術力結集型の共同企業体としての施工実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。	実績あり	1 点
	実績なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共 1-I」，又は「様式-共 1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 イ. 欄」

※CORINS 登録の竣工時カルテの写し，又は申告実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること。

なお，CORINS 登録の竣工時カルテ上で「同種工事の条件」を確認できない場合は，申告実績が確認できる契約図書等の写しも添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆同種工事について実績の有無をリストから選択する。
- ◆同種工事について，財団法人日本建設総合センターが運営している「工事实績情報サービス（CORINS）」の登録（竣工時）がある場合は，建設業登録番号と CORINS 登録番号，発注機関及び工事名称を記入する。
- ◆CORINS 登録がない実績については，以下の欄をすべて記入すること。
 - ・発注機関
 - ・工事名称
 - ・契約金額…最終契約金額（消費税込み）を記入する。
 - ・工事概要
 - ・契約工期…工事期間を記入する。
 - ・受注形態…単体か共同企業体，どちらかを選択する。
- ◆添付資料は，CORINS の竣工時の工事カルテ（写し）又は実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること。

ウ. 過去 5 ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事の表彰歴,
又は交通局工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績

評価項目	評価基準	得点
公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度及び現年度における、仙台市優良建設工事表彰要綱に基づく表彰歴、又は仙台市交通局が発注し、公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度及び現年度に完成し引渡しを受けた工事で、工事成績評定点 80 点以上の施工実績。 ※直前の 5 ヶ年度とは表彰を受けた年度であり、表彰工事の完了年度ではない。 ※現年度については、公告日までに表彰を受けたもの、又は公告日までに引渡しを受けた工事を対象とする。 ※対象となる表彰歴、又は 80 点以上の施工実績とは「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。 ※共同企業体としての表彰歴は、出資比率が 20%以上の企業に限る。 ※技術力結集型の共同企業体としての表彰歴は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。	あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共 1-I」, 又は「様式-共 1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 ウ. 欄」

※該当する表彰状等の写しを添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆表彰歴の有無をリストから選択する。
- ◆申告した表彰歴の表彰年月日及び表彰工事名を記入する。
- ◆申告した表彰歴にかかる表彰状等の写しを添付すること。

エ. 過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等

評価項目	評価基準	得点
不誠実な行為又は労働災害等の対象は次のとおり。 ○開札日から起算して過去3ヶ月の間に、「仙台市交通局資格業者に対する指名停止に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止(通知基準)を受けているもの。 ○開札日から起算して過去3ヶ月の間に、本市(企業局を含む)の発注工事において発生した労働災害若しくは公衆災害について、本市(企業局含む)から事故防止に関する文書指導を受けているもの。 ※指名停止の有無を判断する日は、対象となる処分が開始され日とする。 ※文書指導の有無を判断する日は、対象となる文書が通知された日とする。 ※評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する全ての企業とする。 ※共同企業体による不誠実な行為及び労働災害等の履歴については、出資比率が20%以上の企業を対象とする。 ※技術力結集型の共同企業体による不誠実な行為及び労働災害等の履歴については、すべての企業の履歴を対象とする。 ※対象期間内に指名停止又は文書指導が複数あるものは、-2点とする。ただし、同一原因に基づく指名停止と文書指導については1件とみなす。	なし	0点
	指名停止又は文書指導が1回あり	-1点
	指名停止又は文書指導が複数回あり	-2点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」(「様式-共1-I」, 又は「様式-共1-II」)

【落札候補時提出様式等】

「様式-共2 エ. 欄」

※指名停止通知又は文書指導の写しを添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆不誠実な行為又は事故の有無をリストから選択する。
- ◆指名停止通知又は事故防止にかかる文書指導の写しを添付すること。
- ◆申告書を提出した日から開札日までの間に本市から指名停止又は事故防止に関する文書指導を受けた場合は、指名停止の通知又は事故防止にかかる文書指導の写しを落札候補者となった時に提出すること。

オ. 品質管理システムの認証取得状況

評価項目	評価基準	得点
公告日時点で有効である、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証取得状況。 ※公告日が有効期限内であること。 ※入札に参加する事業所（本店、営業所等）が該当する工事内容に関する認証を取得していること。なお、工場製作を含む工事にあつては、上記に加えて該当する製作物の製造に関する認証を事業所若しくは製作工場で取得していること。 ※評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。	取得あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共 1-I」，又は「様式-共 1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 オ. 欄」

※登録証及び付属書の写しを添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆認証取得の有無（リストから選択）及び登録証の有効期限を記入する。
- ◆該当があるものについては、登録証及び付属書等の写しを添付すること。

③配置予定技術者の評価に関する評価基準及び得点【簡易型Ⅰ型・Ⅱ型及び標準型に共通】

カ. 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績

評価項目	評価基準	得点
本工事に配置する技術者が、国又は地方公共団体等が発注し公告日の属する年度の直前の 10 ヶ年度及び現年度に完成し、引渡しが完了した、「同種工事の条件」を満たす工事に、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した実績。 ただし、東日本大震災による損害があった工事において、その損害部分に含まれる工事目的物の出来高を発注者が施工実績と見なしコリンズ登録を認めた場合には、その施工実績も評価対象とする。 なお、配置予定技術者に若手技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置するとしたものに限り、この現場代理人の従事した施工実績を対象とする。（ただし、本工事が共同企業体による入札公告の場合を除く。） ■補足） 若手技術者とは、現場経験が少ないなど主任技術者、監理技術者に登用されにくい技術者をいう。また、熟練の技術者とは、工事实績等を有する経験豊富な技術者をいう。（以下、この手引きにおいて同じ。） ※「同種工事の条件」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 2 によるものをいう。 ※現年度については公告日までに完成し、引渡が完了したものに限る。 ※評価の対象となる配置予定技術者について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業に所属する技術者とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者とする。 ※共同企業体としての従事実績は、出資比率が 20%以上の企業に限る。 ※技術力結集型の共同企業体としての従事実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※従事を必要とする期間に対する主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した期間の割合は 90%以上であること。ただし、現場代理人は、建設業法第 26 条第 1 項に規定する「主任技術者」と同等以上の資格を有すること。 ※現場代理人としての従事実績で評価値を申告する場合、契約約款等により常駐を必要とする期間に対して従事した期間の割合が 90%以上であること。 ※主たる工種が現場施工の工事において工事製作を含む場合、工場製作期間と現場施工期間で主任技術者、監理技術者又は現場代理人が異なるものは、現場施工期間における技術者の従事期間が 90%以上であること。	実績あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共 1-Ⅰ」，又は「様式-共 1-Ⅱ」）

※同様式の「評価値申告書」カ.欄は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合は、この現場代理人の従事した施工実績を対象として記入、提出すること。

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 3（1）カ.欄」，又は「様式-共 3（2）カ.欄」（複数配置）

※「様式-共 3（2）」は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置

する複数配置とした場合に、この現場代理人の従事した施工実績を対象として記入，提出する様式。
※CORINS 登録の竣工時カルテの写し，又は申告実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること
なお，CORINS 登録の竣工時カルテ上で「同種工事の条件」を確認できなかった場合は，申告実績が確認できる契約図書等の写しも添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆同種工事について実績の有無をリストから選択する。
- ◆同種工事について，一般財団法人日本建設総合センターが運営している「工事実績情報サービス（CORINS）」の登録（竣工時）がある場合は，建設業登録番号と CORINS 登録番号，発注機関及び工事名称を記入する。
- ◆CORINS 登録がない実績については，以下の欄をすべて記入すること。
 - ・発注機関
 - ・工事名称
 - ・契約金額…最終契約金額（消費税込み）を記入する。
 - ・施工場所
 - ・工事概要
 - ・契約工期…工事期間を記入する。
 - ・従事期間…主任技術者，監理技術者又は現場代理人として従事した期間を記入する。
 - ・従事した役割…リストから選択する。
 - ・従事時の保有資格…資格名称を記入する。
- ◆添付資料は，CORINS の竣工時の工事カルテ（写し）又は実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること。
 - なお，従事期間に係る打合せ記録簿または協議書等がある場合，その写しを添付すること。

キ. 過去2ヶ年度及び現年度における工事成績評定点（最高点）

評価項目	評価基準	得点
本工事に配置する技術者が、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した、仙台市（交通局は含む、その他企業局を除く。）が発注し公告日の属する年度の直前の2ヶ年度及び現年度に完成し、引渡しを受けた「対象工事と同種の工事区分」の工事成績評定点の最高点。 なお、配置予定技術者に若手技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置するとしたものに限り、この現場代理人の従事した工事の工事成績評定点を対象とする。（ただし、本工事が共同企業体による入札公告の場合を除く。） ※現年度については、公告日までに完成し、引き渡し完了したものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※評価の対象となる配置予定技術者について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業に所属する技術者とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者とする。 ※共同企業体の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した工事の工事成績評定点は、出資比率が20%以上の企業の技術者に限る。 ※技術力結集型の共同企業体の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した工事の工事成績評定点は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※従事を必要とする期間に対する主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した期間の割合は90%以上であること。ただし、現場代理人は、建設業法第26条第1項に規定する「主任技術者」と同等以上の資格を有すること。 ※現場代理人としての従事実績で評価値を申告する場合、契約約款等により常駐を必要とする期間に対して従事した期間の割合が90%以上であること。 ※主たる工種が現場施工の工事において工事製作を含む場合、工場製作期間と現場施工期間で主任技術者、監理技術者又は現場代理人が異なるものは、現場施工期間における技術者の従事期間が90%以上であること。 ※直前の2ヶ年度及び現年度に工事成績評定点が無いものは0点とする。	80点以上	2点
	75点以上 80点未満	1点
	65点以上 75点未満	0.5点
	65点未満 又は 点数なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共 1-I」，又は「様式-共 1-II」）

※同様式の「評価値申告書」キの欄は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合は、この現場代理人の従事した工事の工事成績評定点を対象として記入、提出すること。

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 3 (1) キ.欄」，又は「様式-共 3 (2) キ.欄」（複数配置）

※「様式-共 3 (2)」は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合にこの現場代理人の従事した工事の工事成績評定点を対象として記入提出する様式。

※キの欄を記入し、工事成績通知書の写しを添付すること。

※配置予定技術者の従事した期間が判る資料を添付すること。

※複数配置の場合は、現場代理人（専任指導者）の従事した期間が判る資料を添付すること。

（例：「CORINS 登録の竣工時カルテ」「発注者による従事技術者の従事証明」「打合せ記録簿」

「協議書」「工程表」）

【提出様式作成の留意点】

◆工事成績評定点の有無をリストから選択する。

◆監理技術者、主任技術者、現場代理人をリストから選択する。

- ◆入札方式を決定する際の選択として「災害復旧工事、建築物の解体工事」は総合評価一般競争入札の対象外であるが、本項目における評価対象として、「災害復旧工事、建築物の解体工事」の工事成績評定も含むので注意すること。

ク. 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴、又は交通局工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績。

評価項目	評価基準	得点
公告日の属する年度の直前の5ヶ年度及び現年度における、仙台市優良建設工事表彰要綱に基づく技術者表彰歴、又は仙台市交通局が発注し、公告日の属する年度の直前の5ヶ年度及び現年度に完成し引渡しを受けた工事で、工事成績評定点 80 点以上の施工実績。 なお、配置予定技術者に若手技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置するとしたものに限り、この現場代理人の表彰歴等を評価対象とする。（ただし、本工事が共同企業体による入札公告の場合を除く。） ※複数ありとは、技術者表彰歴と施工実績を合わせて複数回ある場合、若しくはいずれかが複数回ある場合とする。 ※直前の5ヶ年度とは表彰を受けた年度であり、表彰工事の完了年度ではない。 ※現年度については、公告日までに表彰を受けたもの、又は公告日までに引渡しを受けた工事を対象とする。 ※対象となる表彰歴、又は 80 点以上の施工実績とは「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※評価の対象となる配置予定技術者について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業に所属する技術者とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者とする。 ※共同企業体としての技術者表彰歴は、出資比率が20%以上の企業の技術者に限る。 ※技術力結集型の共同企業体の技術者表彰歴は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業に所属する技術者の実績を対象とする。	複数あり	2 点
	あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共 1-I」，又は「様式-共 1-II」）

- ※同様式の「評価値申告書」ク.の欄は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合は、この現場代理人の従事した工事の表彰歴を対象として記入、提出すること。

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 3 (1) ク.欄」，又は「様式-共 3 (2) ク.欄」（複数配置）

- ※「様式-共 3 (2)」は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合にこの現場代理人の従事した工事の表彰歴を対象として記入、提出する様式。
 ※該当する表彰状等の写しを添付すること

【提出様式作成の留意点】

- ◆表彰歴の有無、又は複数ありをリストから選択する。
- ◆申告した表彰歴の表彰年月日及び表彰工事名を記入する。
（複数ありの場合は、それぞれ記入すること。）
- ◆申告した表彰歴にかかる表彰状等の写しを添付すること。
（複数ありの場合は、それぞれ添付すること。）

ケ. 過去 2 ヶ年度における東北地方工事安全施工推進大会 (SAFETY) 優良企業表彰歴

評価項目	評価基準	得点
仙台市（交通局を含む。その他企業局を除く。）が発注した工事で、公告日の属する年度の直前の 2 ヶ年度において東北地方工事安全施工推進大会 (SAFETY) 優良企業（現場代理人）表彰制度での表彰歴。 なお、配置予定技術者に若手技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置するとしたものに限り、この現場代理人の表彰歴を評価対象とする。（ただし、本工事が共同企業体による入札公告の場合を除く。） ※直前の 2 ヶ年度とは表彰を受けた年度であり、表彰工事の完了年度ではない。 ※SAFETY における「安全に関する体験・提案文」の表彰は評価しない。 ※対象となる表彰歴は、「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※評価の対象となる配置予定技術者について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業に所属する技術者とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者とする。 ※共同企業体としての表彰歴は、出資比率が 20% 以上の企業に属する技術者に限る。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業に所属する技術者の表彰歴を対象とする。 ※表彰の対象となった工事の従事を必要とする期間に対する主任技術者、監理技術者、又は現場代理人として従事した期間の割合は 90% 以上であること。 ※主たる工種が現場施工の工事において工事製作を含む場合、工場製作期間と現場施工期間で主任技術者、監理技術者又は現場代理人が異なるものは、現場施工期間における技術者の従事期間が 90% 以上であること。	表彰歴あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」，又は「様式-共-1-II」）

※同様式の「評価値申告書」ケの欄は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合は、この現場代理人の従事した工事の表彰歴を対象として記入、提出すること。

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 3 (1) ケ. 欄」，又は「様式-共 3 (2) ケ. 欄」（複数配置）

※「様式-共 3 (2)」は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合に、この現場代理人の従事した工事の表彰歴を対象として記入、提出する様式。

※該当する表彰状等の写しを添付すること。

※配置予定技術者の従事した期間が判る資料を添付すること。

※複数配置の場合は、現場代理人（専任指導者）の従事した期間が判る資料を添付すること。

（例：「CORINS 登録の竣工時カルテ」「発注者による従事技術者の従事証明」「打合せ記録簿」「協議書」「工程表」）

【提出様式作成の留意点】

- ◆表彰歴の有無をリストから選択する。
- ◆申告した表彰歴の表彰年月日及び表彰工事名を記入する。
- ◆申告した表彰歴にかかる表彰状等の写しを添付すること。

コ. 継続教育（CPD）の取組み状況

評価項目	評価基準	得点
配置予定技術者が取り組んでいる継続教育（CPD）について、次のいずれかの団体が証明した取得単位を評価対象とする。 ○（公社）日本技術士会…推奨 150 単位（3 年間） ○（一社）全国土木施工管理技士連合会…推奨 30 単位（1 年間） ○（公社）土木学会技術推進機構…推奨 50 単位（1 年間） ○（公社）農業農村工学会技術者継続教育機構…推奨 50 単位（1 年間） ○（公社）日本建築士会連合会…推奨 12 単位（1 年間） ○（公社）空気調和・衛生工学会…推奨 50 単位（1 年間） ○（一社）建築設備技術者協会…推奨 50 単位（1 年間） なお、配置予定技術者に若手技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置するとしたものに限る。この現場代理人の取得単位を評価対象とする。（ただし、本工事が共同企業体による入札公告の場合を除く。） ※継続教育の取得単位の証明書は、証明日が開札日から起算して過去 1 年以内の日付けのものであり、かつ証明期間は証明日から各団体の推奨時間（年）を過ぎた期間であるものを有効とする。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業に所属する技術者の実績を対象とする。	推奨単位以上の取得単位がある	1 点
	推奨単位の 1/2 以上の取得単位がある	0.5 点
	推奨単位の 1/2 未満の取得単位がある	0.25 点
	取得単位なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」、又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 3（1）コ. 欄」、又は「様式-共 3（2）コ. 欄」（複数配置）

※「様式-共 3（2）」は、上記の評価項目の説明で、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する複数配置とした場合に、この現場代理人の取得単位を対象として記入、提出する様式。

※配置予定技術者が参加登録している団体が発行する証明書の写しを添付すること

※複数配置の場合は、現場代理人（専任指導者）が参加登録している団体が発行する証明書の写しを添付すること。

【提出様式作成の留意点】

◆評価の対象となる配置予定技術者について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業に所属する技術者とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者とする。

◆登録団体発行の登録証明書の写しを添付すること。

コ. 関連資格の保有状況

評価項目	評価基準	得点
配置予定技術者について、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」にて指定する関連資格の有無。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業に所属する技術者を対象とする。	指定資格の保有あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」、又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 3 コ.欄」

※申告資格の登録証等の写しを添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆評価の対象となる配置予定技術者について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業に所属する技術者とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者とする。
- ◆別記3に記載する関連資格を保有している場合、その資格名称を記入する。
- ◆保有資格の取得年月日、保有資格の登録番号（合格番号）を記入すること。
- ◆保有資格にかかる登録証又は合格証の写しを添付すること。

④企業の労働福祉、社会性及び地域貢献に関する評価基準及び得点【簡易型Ⅰ型・Ⅱ型及び標準型に共通】

サ. 障害者の雇用促進状況

評価項目	評価基準	得点
公告日現在における障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用状況及び法定雇用率（2.0%）に対する取組み状況。 ※ここでいう障害者とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第二条に定められた者をいう。 ※入札企業と直接雇用関係にある建設業従事職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者。ただし、短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者は0.5人としてカウントする。））を対象とする。 ※重度障害者（「障害者の雇用の促進等に関する法律」による重度身体障害者又は重度知的障害者）の認定を受けている者を雇用している場合に、1週間の所定労働時間が30時間以上の者1人をもって障害者2人とみなす。 ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障害者の場合は、0.5人をもって障害者1人とみなす。 ※法定雇用率が適用されない事業所において、障害者を1人以上雇用している場合は2点を付与する。 ※短時間労働者である障害者等を雇用義務の対象とすることと合わせ、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、0.5人としてカウントする。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業の実績を対象とする。	法定雇用以上又は義務外雇用あり	2点
	法定雇用率未満	1点
	雇用なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」、又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共2 サ.欄」

※障害者雇用状況報告書(控)の写しを添付すること

※法定雇用義務のない事業所にあつては、障害者の雇用が確認できる書類等を提示すること。

【提出様式作成の留意点】

◆評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。

◆法定雇用率適用（雇用義務）の有無についてリストから選択する。

◆雇用している障害者の人数を記入する。

◆法定雇用義務のある事業所にあつては、障害者雇用状況報告書(控)の写しを添付すること。

◆法定雇用義務のない事業所にあつて障害者の雇用がある場合は、障害者の雇用が確認できる書類等を提示すること。

（該当する落札候補者に別途日時を連絡します。）

シ. 環境管理システムの認証取得等の状況

評価項目	評価基準	得点
公告日時点で有効である、次のいずれかの環境マネジメントシステムの認証取得等の状況。 ○ISO14001 の認証取得 ○みちのく環境管理規格の認証取得 ○環境報告書の公表 ※公告日が認証登録や環境報告書の有効期限内であること。 ※認証登録又は公表している活動範囲に、該当する工事についての内容が含まれていること。また、入札に参加する事業所（本店、営業所等）が明記されていること。なお、工場製作を含む工事にあつては、上記に加えて該当する製作物の製造に関する認証登録又は活動の公表が事業所若しくは製作工場で行われていること。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業の実績を対象とする。	取得あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」，又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 シ. 欄」

※該当する登録証及び付属書の写しを添付すること

【提出様式作成の留意点】

- ◆評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。
- ◆該当があるものの有無（リストから選択）及び登録証の有効期限を記入する。
- ◆該当があるものについては、登録証及び付属書等の写しを添付すること。

ス. 登録基幹技能者の配置の有無

評価項目	評価基準	得点
本工事に関連する登録基幹技能者の配置の有無を評価する。 なお、配置予定の登録基幹技能者には、配置義務があるものとし、対象工種の作業の大半に従事する必要があるものとする。 ※「関連する登録基幹技能者」とは、本工事の対象工種における「登録基幹技能者 適用工種」（別表）の工事種別により発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業が選択し、入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業が選択するものとし、対象工種を複数選択した場合には、いずれかの工種の配置をもって評価する。 ※本工事に配置する技術者、又は現場代理人（専任指導者）の複数配置する当該技術者は除くものとする。 ※下請負業者が登録基幹技能者を配置する場合も評価の対象とする。	配置あり	1 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」、又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 4」

※登録基幹技能者講習修了証等の写しを添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆登録基幹技能者の配置の有無をリストから選択する。
- ◆評価の対象となる登録基幹技能者について、本工事の対象工種における「登録基幹技能者 適用工種」（別表）の工事種別（一般土木、AS 舗装、鋼橋上部ほか）により選択するものとし、対象工種を複数選択する場合は最大5種類（工種）までとし、各種類（工種）は1名とする。
- ◆登録基幹技能者講習の種類ごとに、氏名、所属会社等の欄にすべて記入すること。なお、従事期間は、本工事の対象工種の作業に要する予定期間を記入すること。
- ◆関連資格を保有している場合は、登録基幹技能者講習修了証の写し、保有資格にかかる登録証又は合格証の写しを添付すること。

登録基幹技能者 適用工程 (別表)

(平成27年3月1日現在)

番号	登録基幹技能者講習の種類	関連機関	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	適用工程	一般土木	A S 舗装	鋼構 上部	造 園	建 築	木 造 建 築	電 気 設 備	暖 冷 房 衛 生	P C	法 面 処 理	塗 装	維持 修 繕	し ゅ ん せ つ	グ ラ ウ ト	杭 打	さ く 井	プ レ ハ ブ 建 築	機 械 設 備	通 信 設 備	受 電 電 設 備
1	登録電気工事基幹技能者電気	(一社)日本電設工業協会	電気工事業、電気通信工事業	電気・通信・動力設備・給排水衛生							◆											◆	◆	◆
2	登録構架基幹技能者鋼構造物	(一社)日本構架建設協会	とび・土木工事業、鋼構造物工事業	鋼構架設			◆																	
3	登録造園基幹技能者造園	(一社)日本造園建設業協会	造園工事業	造園、緑化				◆																
		(一社)日本造園組合連合会																						
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	とび・土木工事業	コンクリート構造物	◆				◆	◆			◆											
5	登録防水基幹技能者防水	(一社)全国防水工事業協会	防水工事業	建築防水					◆															
6	登録トンネル基幹技能者土木	(一社)日本トンネル専門工事業協会	土木工事業、とび・土木工事業	トンネル	◆																			
7	登録建設塗装基幹技能者塗装	(一社)日本塗装工業会	塗装工事業	塗装					◆	◆					◆							◆		
8	登録左官基幹技能者	(一社)日本左官業組合連合会	左官工事業	左官工					◆	◆														
9	登録機械土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会	土木工事業、とび・土木工事業	掘削、切土、盛土	◆																			
10	登録海上起重基幹技能者	(一社)日本海上起重技術協会	土木工事業、しゅんせつ工事業	船上作業														◆						
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	土木工事業、とび・土木工事業、鉄筋工事業	PC工事									◆											
12	登録鉄筋基幹技能者鉄筋	(社)全国鉄筋工事業協会	鉄筋工事業	鉄筋構造物	◆				◆	◆			◆											
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	鉄筋工事業	鉄筋構造物	◆				◆				◆											
14	登録型枠基幹技能者大工	(社)日本建設大工工事業協会	大工工事業	コンクリート構造物	◆				◆	◆			◆											
15	登録配管基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会	管工事業	空調衛生設備																		◆		
		(一社)日本配管工事業団体連合会								◆		◆												
		全国管工事業協同組合連合会																						
16	登録窯・土工基幹技能者	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	とび・土木工事業	土木・建築全般	◆		◆		◆	◆			◆	◆			◆	◆	◆	◆	◆			
		(一社)日本窯工業連合会																						
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	とび・土木工事業	コンクリート切断、穿孔	◆												◆							
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社)全国建設室内工事業協会	内装仕上工事業	内装仕上げ						◆	◆													
		日本建設インテリア事業協同組合連合会								◆	◆													
		日本室内装飾事業協同組合連合会																						
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社)日本サッシ協会	建具工事業	建築						◆	◆													
		(一社)カーテンウォール・防火開口部協会																						
20	登録エクステリア基幹技能者	(公)日本エクステリア工事業協会	とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業	建築ブロック・エクステリア				◆	◆	◆														
21	登録建築板金基幹技能者	(社)日本建築板金協会	板金工事業、板金工事業	建築板金					◆	◆														
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	左官工事業、塗装工事業、防水工事業	外壁仕上げ					◆	◆														
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会	管工事業	空調・換気・排煙設備						◆		◆										◆		
		(一社)全国ダクト工業団体連合会																						
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工業協会	熱絶縁工事業	熱絶縁工事						◆	◆	◆												
25	登録グラウト基幹技能者	(社)日本グラウト協会	とび・土工工事業	グラウト	◆													◆						
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	管工事業	冷凍・空調・暖房機器						◆		◆												
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業	運動施設工事																				
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会	土木工事業、とび・土工工事業	杭基礎工	◆				◆											◆				
		(一社)日本基礎建設協会																						
29	登録タイル張り基幹技能者	(社)日本タイル煉瓦工事工業会		タイル張り					◆	◆														
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社)全国道路標識・標示業協会		標識工・区画線工		◆										◆	◆							
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事協会	消防施設工事業	消防設備																				
32	登録建築大工基幹技能者	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	大工工事業	建築					◆	◆														
33	登録硝子工事基幹技能者	全国板硝子工事協同組合連合会	硝子工事業	板硝子工事						◆	◆													
		全国板硝子商工協同組合連合会																						

セ. 過去5ヶ年度及び現年度における下請負の地元発注推進企業顕彰歴

評価項目	評価基準	得点
公告日の属する年度の直前の5ヶ年度及び現年度における、「下請負における地元発注推進企業の顕彰」（仙台市）に関する要綱に基づく顕彰歴。 ※直前の5ヶ年度とは顕彰を受けた年度であり、顕彰工事の完了年度ではない。 ※現年度については、公告日までに表彰を受けたものを対象とする。 ※対象となる顕彰歴は、「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※共同企業体としての顕彰歴は、出資比率が20%以上の企業に限る。 ※技術力結集型の共同企業体としての顕彰歴は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業の実績を対象とする。	顕彰歴あり	1点
	なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」，又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共2 セ.欄」

※当該表彰状等の写しを添付すること

【提出様式作成の留意点】

- ◆顕彰歴の有無をリストから選択する。
- ◆申告した顕彰年月日及び顕彰工事名を記入する。
- ◆申告した顕彰歴にかかる表彰状等の写しを添付すること。

ソ. 過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績

評価項目	評価基準	得点
公告日の属する年度の直前の2ヶ年度及び現年度に、仙台市内において企業として参加又は実施した実績を対象とする。 ○河川、道路及び公園等の清掃活動 ○消防団への参加協力（協力事業所の認定） ○交通安全運動への協力 ○その他、事業所としての活動が確認できる実績 ※現年度については公告日までに参加又は実施した実績に限る。 ※単に金銭や物品の寄付、場所の提供及び後援や協賛といった名義提供等のみの活動内容は対象としない。 ※本市発注工事において地域配慮等により工事成績評定点で加点評価された地域貢献等の実績は対象としない。 ※仙台市内における実績を評価対象とすることを原則とするが、仙台市に有益な活動や仙台市域を中心とした貢献活動と一連の活動と判断できるものは評価対象に含める。（事例⇒【提出様式作成の留意点】参照のこと） ※同じ年度内における同一活動の複数実績については1回とカウントする。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体を構成するすべての企業のうち、いずれかの企業の実績を対象とする。	複数実績あり	1点
	実績あり	0.5点
	なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」、又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共2 ソ.欄」

「様式-共5」

※添付資料は、活動にかかる協定書、実施要領又は活動報告書のほか、状況写真、活動証明書、感謝状又はお礼状など、事業所として参加したことが証明できる資料の写しを添付すること。

【提出様式作成の留意点】

- ◆活動実績の有無（リストから選択）及び活動実績名（複数ある場合は、最新のもの2つまで。）を記入する。
- ◆活動実績がある場合は、「様式-共5 地域貢献活動の実績説明書」及び添付資料を提出すること。
- ◆評価した活動の例示：
 - ・仙台市まち美化サポーター制度による道路、公園等の清掃活動の実績
 - ・「おらほの公園草刈隊」による公園の草刈り・剪定等の活動
 - ・消防団協力事業所の認定
 - ・スマイルリバー・プログラム（宮城県）による仙台市域内の河川清掃活動
 - ・ボランティア・サポート・プログラム（地方整備局）による仙台市域内の道路、河川等の清掃活動
 - ・企業として参加した道路、公園、河川又は、海岸等の清掃活動
 - ・子ども110番パトロール事業による学校周辺のパトロール活動
 - ・仙台市内の中・高校生の職場体験受入活動
 - ・企業として参加した献血活動
 - ・企業として参加した交通安全運転に関するチラシ配布活動
- ◆仙台市域内の活動に含める仙台市域外での活動事例
 - ・仙台市の上水道の水源である釜房ダムの清掃活動
 - ・広瀬川1万人プロジェクトに伴う活動
 - ・仙台市内の中・高校生の職場体験受入れに伴う活動

タ. 防災に関する応援協定等の締結実績

評価項目	評価基準	得点
各種業界団体と本市との間で締結された、防災協定のうち、災害時の応急若しくは支援活動等について、団体加入自社の設備体制等が明確になっている防災協定の締結の有無を対象とする。 なお、災害時における指定避難所等の応急危険度判定の活動協力、又は大雪時における道路施設の除雪・排雪作業等に関し、各種業界団体と本市との間で締結された協定で、団体加入の自社の設備があらかじめ指定された施設（避難所等）、又は限定された箇所の緊急性と安全確保のために設備登録され、かつ作業体制が明確になっている協定の締結がなされたものは、さらに評価の対象に加え複数の締結ありとして評価する。 ただし、応急危険度判定の活動協力については、各種業界団体で団体加入の自社に所属する社員が登録されていることをもって評価の対象とする。 ※自社に所属する社員とは、対象工事の公告日時点において3ヶ月以上雇用している者とし、公告日以前に解雇又は退職した者は対象としない。 ※防災に関する応援協定等の締結実績の有無は、公告日現在の状況を申告するものとする。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体を構成するすべての企業のうち、いずれかの企業の実績を対象とする。	複数締結実績あり	2点
	締結実績あり	1点
	なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」、又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共2 タ.欄」

※申告実績が確認できる防災協定書の写しを添付すること

※防災協定書に加えて自社の設備体制等が明確になっていることが判る資料の写しを添付すること

※防災協定書に加えて、大雪時における道路施設の除雪・排雪作業等の限定された箇所の設備登録又は応急危険度判定の活動協力の指定された施設（指定避難所等）の設備登録に加え、それぞれの作業体制が明確になっていることが判る資料の写しを添付すること。

※応急危険度判定の活動協力については、各種業界団体で団体加入の自社に所属する社員が登録されていること、かつ自社との雇用関係（3ヶ月以上の雇用）が確認できるもの（健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等）を提示すること。

【提出様式作成の留意点】

◆応急危険度判定の活動協力における各種業界団体で団体加入の自社に所属する社員が登録され、かつ自社が雇用する社員とは対象工事の公告時点において3ヶ月以上雇用している社員であること。

チ. 緊急工事登録等への取組み実績

評価項目	評価基準	得点
本市が管理する公共施設に係る突発事故や小規模災害に常時対応するため、各施設管理者と緊急工事等の登録又は指定受託の有無を対象とする。 ※緊急工事登録等への取組み実績の有無については、公告日現在の状況を申告するものとする。 ※緊急工事等の登録又は指定については、「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記１の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体を構成するすべての企業のうち、いずれかの企業の実績を対象とする。 ※技術力結集型の共同企業体による入札公告の場合には、「対象工事と同種の工事区分」を「分担工事と同種の工事区分」と読み替えるものとする。 ただし、「分担工事と同種の工事区分」とは、別記１の区分表において、分担工事が属する大分類以下のものとする。	複数登録が認められる	0.5 点
	登録等あり	0.25 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」，又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 チ. 欄」

※申告実績が確認できる緊急工事等の登録，指定通知書，又は指定受託書等の写しを添付すること

【提出様式作成の留意点】

- ◆登録等の有無（リストから選択）及び登録等名称（複数ある場合は２つ）を記入する。
- ◆緊急工事等の登録がある場合は，緊急工事等の登録又は指定受託を証するものを添付すること。

ツ. 過去2ヶ年度における困難業務等の従事実績

評価項目	評価基準	得点
困難業務等とは次のいずれかに従事し完了した実績を対象とする。 ○本市が管理する公共施設（道路、公園、下水道、河川、農業用施設その他施設）に関する緊急工事等に従事した実績、又はタの項目の大雪時における道路施設の除雪・排雪作業等に従事した実績 ○宮城県内における災害時の対応活動（有償を除く）に従事した実績、又はタの項目の災害時における指定避難所等の応急危険度判定の活動に従事した実績 ※困難業務等については、「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※宮城県内における災害時の対応活動（有償を除く）に従事した実績のうち、評価項目ナに該当する内容は評価の対象外とする。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体を構成するすべての企業のうち、いずれかの企業の実績を対象とする。 ※技術力結集型の共同企業体による入札公告の場合には、「対象工事と同種の工事区分」を「分担工事と同種の工事区分」と読み替えるものとする。ただし、「分担工事と同種の工事区分」とは、別記1の区分表において、分担工事が属する大分類以下のものとする。 ※災害時対応における活動のうち、施設等パトロール、巡視のみの実績については評価の対象外とする。	複数の従事実績あり	1点
	従事実績あり	0.5点
	なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」，又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共2 ツ.欄」

※申告実績が確認できる契約書、請書又は施工指示書等の写しを添付すること

※災害時における指定避難所等の応急危険度判定の活動に従事した実績については、本市、担当部署からの実績証明等の写しを添付すること

※災害時の対応活動への従事実績については、国、県又は市町村からの実績証明等の写しを添付すること

【提出様式作成の留意点】

◆緊急工事等の従事実績については、申告実績が確認できる契約書等の写しを添付すること。

◆県内における災害時の対応活動への従事実績については、国、県又は市町村からの実績証明書等に無償の活動であることが判るものの写しを添付すること。

◆対象となる困難工事の例示：

- ・管内舗装の緊急修繕工事
- ・道路における除雪業務、凍結防止業務
- ・台風時の緊急対応工事

テ. 過去 2 ヶ年度における維持工事等の施工実績

評価項目	評価基準	得点
仙台市（交通局を含む、その他企業局を除く。）が発注し、公告日の属する年度の直前の 2 ヶ年度に完成し、引渡しが完了した維持工事等の施工実績を対象とする。 ただし、工事請負契約書によるものを対象とする。（災害復旧工事又は緊急工事を除く。） ※維持工事等とは、次のいずれかの施工実績とする。 ○本市が管理する鉄道・道路（橋梁等）、下水道、河川、農業用施設における土木構造物の維持、補修、改修工事等の施工実績。 なお、「管内もの」と呼ばれる工事で、契約時に施工場所が決まっていな工事も施工実績として評価対象とする。 ○本市が管理する公共施設（建築物）の修繕、改修工事等の施工実績。 ○本市が管理する公共施設の機械設備、電気設備の修繕、改修工事又は更新工事の施工実績。 ※維持工事等の施工実績は、年度を括りとし、同一年度内の複数の施工実績は 1 件として取り扱う。 ※交通局発注の維持工事等の施工実績がある場合は 1 点とする。 ※複数の施工実績は、同一、又は異なる維持工事等で、過去 2 ヶ年度において連続して施工した実績を対象とする。 ※維持工事等の施工実績については、「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体を構成するすべての企業のうち、いずれかの企業の実績を対象とする。 ※技術力結集型の共同企業体による入札公告の場合には、「対象工事と同種の工事区分」を「分担工事と同種の工事区分」と読み替えするものとする。 ただし、「分担工事と同種の工事区分」とは、別記 1 の区分表において、分担工事が属する大分類以下のものとする。	複数又は交通局的の施工実績あり	1 点
	交通局以外の施工実績あり	0.5 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」, 又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 テ. 欄」

※申告実績が確認できる工事請負契約書の写しを添付すること。

※CORINS 登録の竣工時カルテの写し、又は申告実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること。

なお、CORINS 登録の竣工時カルテ上で申告実績を確認できない場合は、申告実績が確認できる契約図書等の写しも添付すること。

【提出様式作成の留意点】

◆維持工事等の施工実績は、年度を括りとし、同一年度内に複数の施工した実績がある場合は、いずれか 1 件を記入し、複数の施工実績は、同一又は異なる維持工事等で、過去 2 ヶ年度において連続して施工した実績をそれぞれ記入すること。

◆添付資料は、CORINS 登録の竣工時カルテの写し、又は申告実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること。

ト. 仙台市交通政策への協力

評価項目	評価基準	得点
入札に参加する企業で仙台市が推進する時差通勤通学に沿い時差出勤を認めていることを対象とする。 ○公告日現在において、入札に参加する企業が就業規則等で時差出勤を認めていること。	時差出勤等の制度あり	0.5 点
	なし	0 点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」，又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共 2 ト. 欄」

※申告実績が確認できる就業規則等の写しを添付すること

【提出様式作成の留意点】

- ◆ 仙台市が推進する時差出勤通学については仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kotsu/smart/index.html> を参照のこと。

⑤企業の東日本大震災対応【簡易型Ⅰ型・Ⅱ型及び標準型に共通】

ナ. 東日本大震災における緊急工事等の従事実績

評価項目	評価基準	得点
東日本大震災における緊急工事等の従事実績を対象とする。 ※平成23年3月11日から仙台市と契約し公告日までに引渡し完了した緊急工事等の従事実績を対象とする。ただし、家屋解体業務については継続中のものも含む。 ※緊急工事等の従事実績のうち、評価の対象となるものは、「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。 ※「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。 ※緊急工事等の件数の考え方は下記の通りとする。 ●仙台市より緊急工事（委託）指示書のあるものは、指示書ごとに1件として取り扱う。ただし、指示書の無い案件については、契約書をもって特命随意契約であることを確認して1件として取り扱う。 なお、次の5項目に該当するものはそれぞれ1件として取り扱う。 ○学校・市庁舎・ポンプ場等の緊急・修繕工事については、同一施設で緊急・修繕工事を複数契約しているものがあっても、施設単位で1件として取り扱う。 ○家屋解体業務については、作業指示書による解体家屋軒数ではなく、単価契約を1件として取り扱う。但し、アスベスト除去を伴う解体業務を行った場合は1件として追加する。 ○損壊家屋の処理に係る業務については、複数の委託契約があっても1件として取り扱う。但し、アスベスト除去を伴う解体業務を行った場合は1件として追加する。 ○被災者の方への支援制度である「住宅の応急修理制度」の従事実績を1件として取り扱う。但し、複数の契約があっても1件として取り扱う。 ○ブロック塀の処理に係る業務については、複数の委託契約があっても1件として取り扱う。 ※共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体を構成するすべての企業のうち、いずれかの企業の実績を対象とする。 ※技術力結集型の共同企業体による入札公告の場合には、「対象工事と同種の工事区分」を「分担工事と同種の工事区分」と読み替えするものとする。ただし、「分担工事と同種の工事区分」とは、別記1の区分表において、分担工事が属する大分類以下のものとする。	6件以上の従事実績あり	2点
	4～5件の従事実績あり	1.5点
	2～3件の従事実績あり	1点
	従事実績あり	0.5点
	なし	0点

【入札時提出様式】

「評価値申告書」（「様式-共-1-I」，又は「様式-共-1-II」）

【落札候補時提出様式等】

「様式-共6 ナ.欄」

- ・仙台市の発注部局が発出した緊急工事（委託）指示書の写し。
- ・契約書の写し。
- ・その他従事内容が確認できる資料。

⑥企業の高度な技術力に関する評価基準，得点等 【標準型】

表 6-3 企業の技術提案に関する評価基準，得点等

評価項目（複数選択可）	評価の視点，判定基準，得点の配点例
総合的なコストの縮減	●提案数値の評価（定量評価） …提案された最高の性能等の数値に対して得点(配点)の満点を付与し，以下は提案された数値に応じた中間点の得点を付与する。 ●提案内容の評価（定性評価） 【優】【良】【可】の 3 段階による評価を行い，【優】に得点(配点)の満点を，以下は提案内容に応じて中間点の得点を付与する。 ただし記載内容に不適切な表現，用語又は数値が含まれる場合は【不適切】と評価しー1 点を付与する。 ●設定項目，評価の視点及び評価基準，得点の配点等の詳細は，対象工事の入札公告による。
工事目的物の性能，機能の向上	
社会的要請への対応策	

表 6-4 企業の技術提案に基づく施工計画に関する評価基準，得点等

評価項目（複数選択可）	評価の視点，判定基準，得点の配点例
工程管理	●提案内容の評価（定性評価） 【優】【良】【可】の 3 段階による評価を行い，【優】に得点(配点)の満点を，以下は提案内容に応じて中間点の得点を付与する。 ただし記載内容に不適切な表現，用語又は数値が含まれる場合は【不適切】と評価しー1 点を付与する。 ●設定項目，評価の視点及び評価基準，得点の配点等の詳細は，対象工事の入札公告による。
品質管理	
安全管理	
環境（動植物を含む）	
その他配慮すべき事項	

表 6-5 配置予定技術者の能力に関する評価基準，得点等

評価項目	評価の視点，判定基準，得点の配点例
技術者の専門技術力	●ヒアリング評価 落札候補者から提出された技術資料等の適否を判断するため，必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。
当該工事の理解度	
技術者の取組み姿勢，対応能力	●設定項目，評価の視点及び評価基準，得点の配点等の詳細は，対象工事の入札公告による。

●その他，各評価項目に関する記入様式，記入要領及び添付書類等の詳細事項については，発注工事の入札公告の「総合評価に関する説明書」に掲載のとおり。

(3) 評価項目、評価点等の一覧

総合評価方式ごとの評価項目、評価点等については、下表の内容を基本とする。入札を行う個々の工事における評価項目、評価点等については、入札公告の「総合評価に関する説明書」に記載のとおりとする。

①簡易型Ⅰ型の評価項目、評価点等 表 6-6 簡易型Ⅰ型

◇簡易型Ⅰ型

評価視点	評価項目	加算点 配点	評点 配点	申告内容	得点	加重度	評点	評価点	評価点 計
企業の 評価	ア 過去4年間ににおける工事成績評定点（平均点）	8	8	85点	8	1	8	8.000	8.00
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	4	1	施工実績あり	1	1	1	1.000	4.00
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰 歴、又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	あり	1	2	2	2.000	
	エ 過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等		0	なし	0	1	0	0.000	
	オ 品質管理システムの認証取得状況		1	認証取得あり	1	1	1	1.000	
配置予定 技術者の 評価	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	5	2	施工実績あり	1	2	2	1.000	5.00
	キ 過去2ヶ年度における工事成績評定点 （最高点）		4	80点	2	2	4	2.000	
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表 表彰歴又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	複数あり	2	1	2	1.000	
	ケ 過去2ヶ年度における東北地方工事安全施 工推進大会(SAFETY)優良企業表彰歴		1	表彰歴あり	1	1	1	0.500	
	コ 関連資格の保有状況 （又は継続教育(CPD)の取組み状況）		1	資格あり	1	1	1	0.500	
企業の 労働福祉 社会性 地域貢献	サ 障害者の雇用促進状況	7	2	法定雇用率以上又は法定外雇用あり	2	1	2	1.000	7.00
	シ 環境管理システムの認証取得等の状況		1	認証取得等あり	1	1	1	0.500	
	ス 登録基幹技能者の配置の有無		1	配置あり	1	1	1	0.500	
	セ 過去5ヶ年度及び現年度における下請負における地元発注 推進企業顕彰歴		2	顕彰歴あり	1	2	2	1.000	
	ソ 過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績		1	複数実績あり	1	1	1	0.500	
	タ 防災に関する応援協定等の締結実績		2	複数締結あり	2	1	2	1.000	
	チ 緊急工事登録等への取組み実績		0.5	複数登録等あり	0.5	1	0.5	0.250	
	ツ 過去2ヶ年度における困難業務の従事実績		2	複数従事実績あり	1	2	2	1.000	
	テ 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績		2	複数又は交通局の施工実績あり	1	2	2	1.000	
	ト 仙台市交通政策への協力		0.5	時差出勤等の制度あり	0.5	1	0.5	0.250	
企業の東日本 大震災対応	ナ 東日本大震災における緊急工事等の従事実績	2	2	6件以上の実績あり	2	1	2	2.000	2.00
			2						
		26	加算点						26.00

②簡易型Ⅱ型の評価項目、評価点等 表 6-7 簡易型Ⅱ型《簡易な施工計画のテーマが1項目の場合》

◇簡易型Ⅱ型〔簡易な施工計画…1項目〕

評価視点	評価項目	加算点 配点	評点 配点	申告内容	得点	加重度	評点	評価点	評価点 計
簡易な 施工計画	〇〇〇に関する技術的所見	10	6	別添のとおり	6	1	6	10.000	10.00
企業の 評価	ア 過去4年間ににおける工事成績評定点（平均点）	8	8	85点	8	1	8	8.000	8.00
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	4	1	施工実績あり	1	1	1	1.000	4.00
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰 歴、又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	あり	1	2	2	2.000	
	エ 過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等		0	なし	0	1	0	0.000	
	オ 品質管理システムの認証取得状況		1	認証取得あり	1	1	1	1.000	
配置予定 技術者の 評価	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	5	2	施工実績あり	1	2	2	1.000	5.00
	キ 過去2ヶ年度における工事成績評定点 （最高点）		4	80点	2	2	4	2.000	
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表 表彰歴又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	複数あり	2	1	2	1.000	
	ケ 過去2ヶ年度における東北地方工事安全施 工推進大会(SAFETY)優良企業表彰歴		1	表彰歴あり	1	1	1	0.500	
	コ 関連資格の保有状況 （又は継続教育(CPD)の取組み状況）		1	資格あり	1	1	1	0.500	
企業の 労働福祉 社会性 地域貢献	サ 障害者の雇用促進状況	7	2	法定雇用率以上又は法定外雇用あり	2	1	2	1.000	7.00
	シ 環境管理システムの認証取得等の状況		1	認証取得等あり	1	1	1	0.500	
	ス 登録基幹技能者の配置の有無		1	配置あり	1	1	1	0.500	
	セ 過去5ヶ年度及び現年度における下請負における地元発注 推進企業顕彰歴		2	顕彰歴あり	1	2	2	1.000	
	ソ 過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績		1	複数実績あり	1	1	1	0.500	
	タ 防災に関する応援協定等の締結実績		2	複数締結あり	2	1	2	1.000	
	チ 緊急工事登録等への取組み実績		0.5	複数登録等あり	0.5	1	0.5	0.250	
	ツ 過去2ヶ年度における困難業務の従事実績		2	複数従事実績あり	1	2	2	1.000	
	テ 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績		2	複数又は交通局の施工実績あり	1	2	2	1.000	
	ト 仙台市交通政策への協力		0.5	時差出勤等の制度あり	0.5	1	0.5	0.250	
企業の東日本 大震災対応	ナ 東日本大震災における緊急工事等の従事実績	2	2	6件以上の実績あり	2	1	2	2.000	2.00
			2						
		36	加算点						36.00

表 6-8 簡易型Ⅱ型《簡易な施工計画のテーマが2項目の場合》

◇簡易型Ⅱ型〔簡易な施工計画…2項目〕

評価視点	評価項目	加算 点 配点	評点 配点	申告内容	得 点	加 重 度	評 点	評価点	評価点 計
簡易な 施工計画	〇〇〇に関する技術的所見①	10	6	別添のとおり	6	1	6	5.000	5.00
	〇〇〇に関する技術的所見②		6	別添のとおり	6	1	6	5.000	5.00
			12						
企業の 評価	ア 過去4年間ににおける工事成績評定点（平均点）	8	8	85点	8	1	8	8.000	8.00
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績		1	施工実績あり	1	1	1	1.000	4.00
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰 歴、又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	あり	1	2	2	2.000	
	エ 過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等		0	なし	0	1	0	0.000	
	オ 品質管理システムの認証取得状況		1	認証取得あり	1	1	1	1.000	
			4						
配置予定 技術者 の評価	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	5	2	施工実績あり	1	2	2	1.000	5.00
	キ 過去2ヶ年度における工事成績評定点 （最高点）		4	80点	2	2	4	2.000	
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者 表彰歴又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	複数あり	2	1	2	1.000	
	ケ 過去2ヶ年度における東北地方工事安全施 工推進大会(SAFETY)優良企業表彰歴		1	表彰歴あり	1	1	1	0.500	
	コ 関連資格の保有状況		1	資格あり	1	1	1	0.500	
	（又は継続教育(CPD)の取組み状況）								
企業の 労働福祉 社会性 地域貢献	サ 障害者の雇用促進状況	7	10	法定雇用率以上又は法定外雇用あり	2	1	2	1.000	7.00
	シ 環境管理システムの認証取得等の状況		1	認証取得等あり	1	1	1	0.500	
	ス 登録基幹技能者の配置の有無		1	配置あり	1	1	1	0.500	
	セ 過去5ヶ年度及び現年度における下請負における地元発注 推進企業顕彰歴		2	顕彰歴あり	1	2	2	1.000	
	ソ 過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績		1	複数実績あり	1	1	1	0.500	
	タ 防災に関する応援協定等の締結実績		2	複数締結あり	2	1	2	1.000	
	チ 緊急工事登録等への取組み実績		0.5	複数登録等あり	0.5	1	0.5	0.250	
	ツ 過去2ヶ年度における困難業務の従事実績		2	複数従事実績あり	1	2	2	1.000	
	テ 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績		2	複数又は交通局の施工実績あり	1	2	2	1.000	
	ト 仙台市交通政策への協力		0.5	時差出勤等の制度あり	0.5	1	0.5	0.250	
			14						
企業の東日本 大震災対応	ナ 東日本大震災における緊急工事等の従事実績	2	2	6件以上の実績あり	2	1	2	2.000	2.00
			2						
		36						加算点	36.00

③標準型の評価項目、評価点等

表 6-9 標準型 （加算点46点満点の例）

◎標準型

評価視点	評価項目	加算 点 配点	評点 配点	申告内容	得 点	加 重 度	評 点	評価点	評価点 計
企業の 評価	ア 過去4年間ににおける工事成績評定点（平均点）	8	8	85点	8	1	8	8.000	8.00
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績		1	施工実績あり	1	1	1	1.000	4.00
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰 歴、又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	あり	1	2	2	2.000	
	エ 過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等		0	なし	0	1	0	0.000	
	オ 品質管理システムの認証取得状況		1	認証取得あり	1	1	1	1.000	
			4						
配置予定 技術者 の評価	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	5	2	施工実績あり	1	2	2	1.000	5.00
	キ 過去2ヶ年度における工事成績評定点 （最高点）		4	80点	2	2	4	2.000	
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者 表彰歴又は交通局工事で工事成績評定点80点以上の施工実績		2	複数あり	2	1	2	1.000	
	ケ 過去2ヶ年度における東北地方工事安全施 工推進大会(SAFETY)優良企業表彰歴		1	表彰歴あり	1	1	1	0.500	
	コ 関連資格の保有状況		1	資格あり	1	1	1	0.500	
	（又は継続教育(CPD)の取組み状況）								
企業の 労働福祉 社会性 地域貢献	サ 障害者の雇用促進状況	7	10	法定雇用率以上又は法定外雇用あり	2	1	2	1.000	7.00
	シ 環境管理システムの認証取得等の状況		1	認証取得等あり	1	1	1	0.500	
	ス 登録基幹技能者の配置の有無		1	配置あり	1	1	1	0.500	
	セ 過去5ヶ年度及び現年度における下請負における地元発注 推進企業顕彰歴		2	顕彰歴あり	1	2	2	1.000	
	ソ 過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績		1	複数実績あり	1	1	1	0.500	
	タ 防災に関する応援協定等の締結実績		2	複数締結あり	2	1	2	1.000	
	チ 緊急工事登録等への取組み実績		0.5	複数登録等あり	0.5	1	0.5	0.250	
	ツ 過去2ヶ年度における困難業務の従事実績		2	複数従事実績あり	1	2	2	1.000	
	テ 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績		2	複数又は交通局の施工実績あり	1	2	2	1.000	
	ト 仙台市交通政策への協力		0.5	時差出勤等の制度あり	0.5	1	0.5	0.250	
			14						
企業の東日本 大震災対応	ナ 東日本大震災における緊急工事等の従事実績	2	2	6件以上の実績あり	2	1	2	2.000	2.00
			2						
企業の 技術力 技術提案 施工計画 配置予定 技術者の 能力	・総合的なコストの縮減 ・工事目的物の性能、機能の向上 ・社会的要請への対応策	20		工事内容等に応じて 項目を選択。					20.00
	・施工上配慮すべき事項 （工程、品質、安全、環境、その他配慮を要する事項）			工事内容等に応じて 項目を選択。					
	・ヒアリング評価 （専門技術力、工事理解度、取組み姿勢、対応能力等）			工事内容等に応じて 項目を選択。					
		46						加算点	46.00

※運用

- 対象工事の特性等に応じて、共通評価項目に新たな項目の追加又は既存項目の削除を行って評価項目及び評価点を設定する場合がある。
- 簡易型Ⅱ型の「簡易な施工計画」及び標準型の「技術提案」の評価項目（細目含む）の求める内容は、工事ごとに設定されるので入札公告を参照のこと。
- 特例政令の規定が適用される対象工事の請負契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に係るものは、政府調達に関する協定等を踏まえて評価項目を設定するものとする。

●評価点の計算例

①得点＝評価基準より付与される点数
 ②評点＝得点×加重度（重み付け）
 ③評価点＝評点○×加算点配点△／評点(満点)□
 ④評価点の計は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とします。

加算店 配点	評点 配点	得点	加重度	評点	評価点	評価点 計
8	8	8	1	8	8.000	8.00
△4	1	1	1	1	1.000	4.00
	2	1	2	2	2.000	
	0	0	1	0	0.000	
	1	1	0	1	1.000	
	4					12.00

⑤加算点は、評価点の計を合計した値とする。

7. 落札候補者の審査

(1) 審査の方法

総合評価一般競争入札にあたっては、入札後資格確認型（事後審査）を適用する。

(2) 「技術提案等」の誤記載の取扱い

ア 虚偽の場合

- ・虚偽の場合とは、故意に事実と異なる記載をしたものをいう。
- ・落札候補者が提出した「技術提案等」において虚偽の記載があった場合は、当該落札候補者については落札者とすることを不適当とする。

イ 虚偽以外の場合（ア以外の事実と異なる記載をした場合）

- ・「評価値申告書」において落札候補者が有している実績を超える申告が行われた場合は、その評価項目の最低の評価基準における得点をもって再評価を行う。
また、落札候補者が有している実績を下回る申告が行われた場合は、落札候補者の記載内容により評価を行う。
- ・評価項目ア. 工事成績評定点の平均点及びの及び評価項目キ. 工事成績評定点の最高点において、実績より下位の評価基準における得点となる申告、あるいは工事成績評定点の平均点又は最高点が違っているが同じ評価基準における得点となる申告の場合は、再評価を行わず落札候補者の記載内容により評価を行う。ただし、実績より上位の評価基準における得点となる申告の場合は、最低の評価基準における得点をもって再評価を行う。
- ・評価項目エ. 過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等において、申告書を提出した日から開札日までの間に本市から指名停止又は事故防止に関する文書指導を受けた場合は、落札候補者となった時に提出された書類により再評価を行う。

(3) 配置予定技術者等に対するヒアリング

ア 落札候補者から提出された「技術提案等」及び「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」の適否を判断するため、必要に応じて配置予定技術者等に対するヒアリングを行う場合がある。

イ ヒアリング内容は、概ね次の事項を確認する。

- ・配置予定技術者の経歴、保有資格、同種工事の経験の有無
- ・同種工事の実績として申告した工事の内容、施工上の留意点及び工夫した点
- ・当該工事における施工上の課題又は留意すべき点とその技術的所見について
- ・その他必要事項

(4) 落札者の決定

落札候補者が提出した提出書類を審査し、落札者とするのが適切である場合には当該工事の落札者とする。

8. 配置予定技術者の取り扱い

(1) 配置予定技術者の変更

総合評価一般競争入札による配置予定技術者の変更は、原則認めないものとする。

また、配置予定技術者に若手技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する場合も配置予定技術者及び現場代理人の変更は、原則認めないものとする。

(2) 契約締結前後における取扱い

ア 契約前

入札時に申告のあった配置予定技術者を配置できない場合、落札者は無効とする。

イ 契約後

- ①配置（予定）技術者のやむを得ない事情（監理技術者制度運用マニュアル ニーニー（4）参照）により変更が必要と当該工事の総括監督員が認めた場合は、竣工時の履行確認において、配置（予定）技術者等にかかる評価（簡易な施工計画又は技術提案を含む）の再評価を行い、落札時の評価結果を下回る評価項目があった場合、当該評価項目は履行できなかったものとして、工事成績評定点から相応の減点を行う。

なお、配置（予定）技術者に若手技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する場合において、配置（予定）技術者のやむを得ない事情により変更が必要と当該工事の総括監督員が認めた場合は、当該現場代理人が配置技術者を兼務することにより工事成績評定点からの減点は行わない。

- ②やむを得ない事情等が無いにもかかわらず配置予定技術者を変更する場合は、竣工時の履行確認において契約時の配置（予定）技術者にかかる評価（簡易な施工計画又は技術提案を含む。）はすべて履行できなかったものとして、工事成績評定点から相応の減点を行う。

9. 中立かつ公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令に基づき、あらかじめ選任した2人以上の学識経験者から工事ごとに次の事項について意見を聴取する。

- ①落札者決定基準を定めるとき

- ②落札者を決定するとき…①の意見聴取時に「改めて意見を聴く必要があるかどうか」について意見を聴き、「必要がある」との意見があった場合に聴取する。

※参考…「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン（H17.9）」/同検討委員会

(2) 地方公共団体における学識経験者の意見聴取

地方公共団体においては、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く。

この場合、以下に示すような運用面での工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も含まれる。

- ① 発注者毎に又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。
② 既存の審査の場に学識経験者を加える。
③ 個別に学識経験者の意見を聴く。

(2) 学識経験者の選任

学識経験者は、当該工事を所管する部局とは別の部局又は別の発注機関の者のうち、相応の経験と技術力を有している者から選任するものとする。

簡易型Ⅰ型の共通評価項目（評価基準）の適用工事については、対象工事の所管部局とは別の部局から選任した学識経験者から意見聴取を行うことができるものとする。

※選任例

総合評価の方式	部局・機関	選任する学識経験者の役職等
簡易型Ⅰ型（ただし共通評価項目の適用工事に限る）	工事の所管部署とは別の部署	部長，課長又は同職相当以上にある者とする
上記以外	仙台市建設局及び都市整備局	※関係機関と協議のうえ選任する

10. 技術提案等に関する秘密の保持

総合評価一般競争入札における技術提案等は、提案者の知的財産に該当するものが含まれている場合があることに鑑み、提案内容が他者に知られることのないよう、及び提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いよう、その取り扱いにあたっては特段の注意を払うものとする。

受注者が入札において提示した技術提案等については、その内容が一般に行われている状態となった場合は、他の本市発注工事において、受注者の同意を得ることなく無償で使用できるものとする。

11. 技術提案等の内容の担保及び登録基幹技能者の配置の履行

(1) 履行検証

総合評価一般競争入札においては、契約を締結した落札者（以下、「受注者」という。）から提出された「技術提案等」の内容について、その履行の確認を行うものとする。

受注者は、入札時に提出した技術提案等に係る記載内容のうち履行するものを一覧表にして施工計画書に添付し、履行すべき範囲が含まれているかどうか等について、工事発注課の確認を受けなければならない。

受注者は、「簡易な施工計画」に記載された内容についても、その適正な履行について責任を負うものとする。ただし、記載された内容のうち評価されなかった部分については必ずしも履行の責任を負うものではない。なお、評価されなかった部分（ただし、マイナス評価を受けたものを除く）について、受注者による適切な履行を妨げるものではない。

受注者は、登録基幹技能者を配置することで、評価を受けたものは、「施工計画書」に適用する登録基幹技能者の種類（工種）に応じた詳細の従事内容を記載し、工事発注課に提出しなければならない。

※添付一覧表 記載例

技術提案等の種別	実施項目	実施内容の詳細	掲載 page	履行確認
評価値申告書				
簡易な施工計画(1)	施工の手順	①□□□を〇〇する		
〃	〃	②…		
〃	〃	③…		
簡易な施工計画(2)	施工上の配慮課題	①〇〇を△△人配置する		
〃	〃	②…		
		③…		
登録基幹技能者調書	登録基幹技能者の種類（工種）の従事確認等	「施工計画書」に登録基幹技能者の従事内容等を記載		

(2) 工事成績への反映

履行検証において、受注者が「技術提案等」に係る記載内容を履行しなかった場合、その履行が困難又は合理的でないと判断されたときは、その達成率等に応じて工事成績調書の評定点から減点を行うものとする。

ただし、設計変更等やむを得ない理由によるものであることが契約図書等により明確である場合、若しくは登録基幹技能者の種類（工種）ごとに複数配置とした場合において、いずれかの工種で従事の履行が確認できれば、は減点を行わない。

12. 総合評価の結果の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札者の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

また、落札者と請負契約を締結した場合は、以下の事項を公表するものとする。

- ①落札者の商号又は名称及び所在地
- ②落札者の入札価格
- ③落札者の評価値

13. 実施手順

簡易型Ⅰ型、簡易型Ⅱ型及び標準型の標準的な事務フロー及び日数は次のとおり。

(1) 入札参加形態が単体の工事の場合



(2) 入札参加形態が共同企業体の工事の場合



(3) 入札参加形態が単体の工事の場合《予定価格が1千万円以上5千万円未満》



14. その他

(1) 適用時期

- ・ 本手引きは、平成28年10月1日以降に公告するものから適用する。